

消費生活
緊急情報

第 54 号

平成 25 年 11 月 19 日

「床下換気扇の点検に来ました。」

突然の訪問にはご注意ください！

突然、自宅に見知らぬ業者が「床下換気扇の点検に来ました。」と言って訪問し見てもらったところ、ボロボロになった木材を見せ「大変だ、シロアリの被害に遭っている。このままでは家が潰れる。」などと言われ、数ヶ月の間に次から次と作業費用を請求されるという相談が寄せられています。

床下換気扇の設置家庭をターゲットに点検を持ちかけ、不安をあおる点検商法と思われれます。特に、日中一人で過ごすことの多い高齢者がトラブルにあうケースがあり、ご家族やご近所の方たちの見守りが重要です。不審な点があれば、お近くの消費生活センターにご相談下さい。



★相談発生地域

茨城県消費生活センター（月～金、9時～17時）

電話029-225-6445

古河市消費生活センター（月～金、9時～16時）

電話0280-92-8811